

○特別養護老人ホームときわ寮川辺園指定居宅介護支援事業運営
規程

平成 11 年 10 月 1 日
規程第 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、御坊日高老人福祉施設事務組合（以下「組合」という。）が設置運営する特別養護老人ホームときわ寮川辺園（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある利用者（以下「要介護者等」という。）に対し適正な指定居宅介護支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 この事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう配慮して行う。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮する。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、事業の運営に当たっては、日高川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年日高川町条例第 7 号）を遵守する。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームときわ寮川辺園
- (2) 位置 和歌山県日高郡日高川町大字和佐 2081 番地の 10

(職員の区分及び定数)

第 4 条 事業所に次の職員を置く。

- (1) 事業管理者 1 人（常勤・介護支援専門員と兼務）
- (2) 介護支援専門員 3 人（常勤 3 人・1 人は事業管理者と兼務）

(職務内容)

第 5 条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業管理者 介護支援専門員、その他の職員の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに関する調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 要介護者等からの依頼に基づき要介護者等が心身の状況や置かれている状況に応じて、居宅サービスや施設サービ

スを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容などの計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間連絡可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事務室
- (2) サービス担当者会議の開催場所 会議室
- (3) 使用する課題分析票の種類

三団体ケアプラン策定研究会方式(包括的自立支援プログラム)・MDS—HC方式・日本社会福祉士会方式・日本介護福祉士会方式・日本訪問看護振興財団方式及びその他の方式のうち、利用者及び家族の状況によりニーズを明確に把握できる方式により課題分析を行う。

- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度

最低1箇月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上での解決すべき課題の把握、居宅サービス計画の作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等必要に応じ随時訪問する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 御坊市
- (2) 美浜町
- (3) 日高町
- (4) 由良町
- (5) 印南町
- (6) みなべ町
- (7) 日高川町

(利用料等)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

2 前条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所の通常の実施地域を越えた地点から片道おおむね10キロメートル未満 0円

- (2) 事業所の通常の実施地域を越えた地点から片道おおむね 10 キロメートル以上 20 キロメートル未満 500 円
- (3) 事業所の通常の実施地域を越えた地点から片道おおむね 20 キロメートル以上 1,000 円
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する文書に署名(記名押印)を受けすることとする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 介護支援専門員等は、居宅介護支援の業務中に、利用者の症状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の処置を講じるとともに、事業管理者に報告しなければならない。

2 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止委員会を設け、職員への研修の内容、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。

(その他運営についての留意事項)

第 11 条 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 箇月以内

(2) 継続研修 年 12 回以上

2 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

3 この規程に記載のない事項及び解釈に疑義が生じたときは、事業管理者に報告し、組合管理者との協議に基づき、その処理に関して指示又は承認を受けるものとする。

附 則

この規程は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年規程第 10 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年規程第 16 号)

この規程は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年規程第 10 号)

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規程第 15 号)

この規程は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規程第 23 号)

この規程は、平成 17 年 7 月 11 日から施行する。

附 則(平成 18 年規程第 4 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規程第 13 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規程第 5 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規程第 16 号)

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規程第 7 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年規程第 9 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年規程第 11 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規程第 34 号)

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規程第 17 号)

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年規程第 23 号)

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年規程第 19 号)

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規程第 14 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年規程第 8 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年規程第 15 号)

この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年規程第 4 号)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。